

全解工連発第 0807 号

令和 8 年 6 月 22 日

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

正 会 員 各 位

(公社) 全国解体工事業団体連合会

会長 木村 順一



全解工連会員証明書の発行について (JAC 関連) についての修正 (通知)

平素は当連合会の活動に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 6 月 10 日に事務局よりお知らせしました「全解工連会員証明書の発行について (JAC 関連)」につきまして、その後に正会員団体からいただいたご意見から、一部の団体に不利益を被らせかねない可能性があることが判明しました。この件につきまして三役で協議した結果、以下のとおりに修正し運用していくこととなりましたのでお知らせします。

この度は皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

JAC に提出する「全解工連会員証明書」発行の対象範囲について

6 月 10 日事務局から発出したメール本文

「特定技能 1 号外国人を採用する際に、全解工連の会員は（一社）建設技能人材機構(JAC)に年会費を支払う必要はなくなります。その全解工連会員の範囲ですが、各都道府県協会（組合）の正会員及び賛助会員が対象になります。」

6 月 22 日修正 各都道府県協会（組合）の判断に委ねる

請求方法 各都道府県協会（組合）を通じて全解工連事務局へ請求する

以上